

県南広域振興局長告示第 112 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所を休止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 6 月 24 日

県南広域振興局長 勝 部 修

医療機関の名称	所在地	休止年月日
高野整形外科外科医院	奥州市水沢区字大畑小路 7	平成 20 年 3 月 31 日